

○定例会

平成28年第1回大多喜町議会定例会6月会議が開かれました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果												
報告 第1号	<p>繰越明許費繰越計算書について</p> <p>平成27年度一般会計予算のうち、下記5事業の経費を翌年度に繰り越したことについて報告されました。</p> <p>【繰り越した事業及び金額】</p> <table> <tr> <td>小さな拠点事業</td> <td>7,000 千円</td> </tr> <tr> <td>電子計算業務費</td> <td>21,221 千円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳ネットワークシステム事業</td> <td>2,904 千円</td> </tr> <tr> <td>年金生活者等支援臨時福祉給付金事業</td> <td>40,565 千円</td> </tr> <tr> <td>地域防災対策事業</td> <td>672 千円</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td>72,362 千円</td> </tr> </table>	小さな拠点事業	7,000 千円	電子計算業務費	21,221 千円	住民基本台帳ネットワークシステム事業	2,904 千円	年金生活者等支援臨時福祉給付金事業	40,565 千円	地域防災対策事業	672 千円	総額	72,362 千円	—	—
小さな拠点事業	7,000 千円														
電子計算業務費	21,221 千円														
住民基本台帳ネットワークシステム事業	2,904 千円														
年金生活者等支援臨時福祉給付金事業	40,565 千円														
地域防災対策事業	672 千円														
総額	72,362 千円														
報告 第2号	<p>事故繰越し繰越計算書について</p> <p>平成27年度水道事業会計予算のうち、工事が終わらなかったものを翌年度に繰り越したことについて報告されました。</p> <p>【繰り越した事業及び金額】</p> <table> <tr> <td>配水施設拡張事業</td> <td>7,128 千円</td> </tr> </table>	配水施設拡張事業	7,128 千円	—	—										
配水施設拡張事業	7,128 千円														
報告 第3号	<p>専決処分の報告について</p> <p>地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が年度末の3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、町税条例の改正を行う必要が生じたため、3月31日に専決処分により改正を行ったことが議会に報告されました。</p> <p>○主な改正項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税標準額の特例措置 ・町たばこ税に関する経過措置 	—	—												
報告 第4号	<p>専決処分の報告について</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が年度末の3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、国保税条例の改正を行う必要が生じたため、3月31日に専決処分により改正を行ったことが議会に報告されました。</p> <p>○改正項目</p> <p>【課税限度額の引き上げ】</p> <table> <tr> <td>現行</td> <td>医療分 52万円</td> <td>後期高齢者支援分 17万円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>医療分 54万円</td> <td>後期高齢者支援分 19万円</td> </tr> </table> <p>【軽減額の引き上げ改正】</p> <p><u>5割軽減</u></p> <table> <tr> <td>現行</td> <td>33万円+国保加入者数×26万円未満の所得</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>33万円+国保加入者数×26万5千円未満の所得</td> </tr> </table>	現行	医療分 52万円	後期高齢者支援分 17万円	改正後	医療分 54万円	後期高齢者支援分 19万円	現行	33万円+国保加入者数×26万円未満の所得	改正後	33万円+国保加入者数×26万5千円未満の所得	—	—		
現行	医療分 52万円	後期高齢者支援分 17万円													
改正後	医療分 54万円	後期高齢者支援分 19万円													
現行	33万円+国保加入者数×26万円未満の所得														
改正後	33万円+国保加入者数×26万5千円未満の所得														

	<p><u>2割軽減</u> 現行 33万円+国保加入者数×47万円未満の所得 改正後 33万円+国保加入者数×48万円未満の所得</p>		
	<p><u>常任委員会の所属変更の件</u> 山田久子議員 総務文教常任委員会→福祉経済常任委員会</p>	—	—
	<p><u>議会運営委員会委員の選任</u> 議会運営委員が1名欠員となっているため、野中眞弓議員を選任しました。</p>	—	—
請願 第1号	<p><u>「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書</u></p>	6月5日	原案採択
請願 第2号	<p><u>「国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書</u></p>	6月5日	原案採択
発議 第1号	<p><u>義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について</u></p>	6月5日	原案可決
発議 第2号	<p><u>国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について</u></p>	6月5日	原案可決
同意 第3号	<p><u>固定資産評価審査委員会委員の選任について</u> 委員3名のうち、1名が平成28年6月15日で任期満了となるため、麻生文行氏を再任することに同意しました。</p>	6月6日	原案同意
議案 第30号	<p><u>大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u> 下記の2事務について個人番号を使用できるよう条例を一部改正しました。 ・予防接種法の趣旨にのっとり町独自で行う予防接種事業に関する事務。 ・大多喜町健康増進事業実施規則に関する事務。 施行日 公布の日</p>	6月6日	原案可決
議案 第31号	<p><u>高速バス運行基金条例の制定について</u> 高速バス運行経費に関する補助額をより明確にし、安定的な運行を図るため基金を設置しました。 基金として積み立てる額は93,849千円とし、ふるさと納税が充当されます。 施行日 公布の日</p>	6月6日	原案可決
議案 第32号	<p><u>大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</u> 保育事業を行う事業所は構造上の設備基準を定めていますが、建築基準法施行令の一部が改正され、4階以上に保育室</p>	6月6日	原案可決

	を設ける場合、1階からその階までに限り特別避難用階段における排煙構造が強化されました。		
議案 第33号	<u>損害賠償の額を定めることについて</u> 公用車両を運転中に発生した物損事故に対する損害の賠償額を決定しました。 賠償額 20,088円	6月6日	原案可決
議案 第34号	<u>平成28年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)</u> 既定の歳入歳出予算の総額に、157,685千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,792,805千円としました。 【主な補正内容と金額】 ・公有財産管理事業(役場入り口拡幅工事) 3,003千円 ・公共交通政策事業(高速バス運行補助金) 56,151千円 ・高速バス運行基金積立事業 93,849千円	6月6日	原案可決
議案 第35号	<u>平成28年度大多喜町水道事業会計補正予算(第1号)</u> 【収益的収入及び支出】 (単位:千円) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収入 496,804 410 497,214 【資本的収入及び支出】 (単位:千円) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収入 54,085 477 54,562 支出 199,550 18,495 218,045	6月6日	原案可決